

各部（局、室）長 様

財政部長 小川 浩功

令和3年度予算編成方針について（依命通達）

9月に内閣府が発表した4月～6月期のGDP2次速報値は、年率換算で▲28.1%と、リーマンショック後の平成21年1月～3月期に記録した▲17.8%を遥かに上回る戦後最大の落ち込みとなっており、社会経済情勢は、先行き不透明であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き厳しい状況に置かれるものと思われま

す。また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行い、あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するなどとしており、本市としては、国の動向や社会経済情勢を注視し、時期を逸することなく必要な対策を講じていく必要があります。

しかしながら、本市の財政状況については、令和元年度普通会計決算において、実質単年度収支が4年連続の赤字となり、また、財政調整基金残高については、平成28年度末で約83億円であったものが半分以上に減少しており、大変厳しい状況にあります。主な要因としては、扶助費等の義務的経費や特別会計への繰出金等などの経常的経費の歳出増、老朽化した公共インフラの更新のほか、昨年度に発生した台風等による災害復旧や、新型コロナウイルス感染症への対応による歳出増等が挙げられます。

令和3年度以降については、引き続き扶助費等の歳出増が見込まれる一方、生産年齢人口の減少や、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込みにより、当面の間、歳入の根幹となる市税の大幅な減額が見込まれます。

このような中で、必要な行政サービスの水準を保ちつつ財政基盤の強化を図るためには、抜本的な歳出抑制を行わなければなりません。

令和3年度の予算編成にあたっては、職員一人一人がこのような状況を認識した上で、逆に次代へ向けた好機と捉えて発想の転換を図りつつ、全職員が一丸となって英知を結集し、スクラップ&ビルドによる事業の選択と集中など、徹底した事務事業の見直しを行うこと、及び、財源の一層の確保に努めることを念頭に、下記により編成作業を進めるよう依命通達します。

第1 基本方針

(1) 健全な財政運営と持続可能な財政の確立

中長期的な視点から財政基盤の強化を図るため、事務事業の見直しを徹底し、スクラップ&ビルドによる事業の選択と集中を進め、行政コストの削減に全力で取り組む。

なお、通常一般経費については、要求基準額を前年比マイナス5%とする（後述）。

(2) 将来都市像の実現をめざした取組みの推進

第5次佐倉市総合計画・前期基本計画、及び第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本施策、第6次佐倉市行政改革大綱の実施計画を着実に推進する予算編成を行う。

(3) 予算要求等の状況の公表

要求状況など編成過程を随時公表するとともに、パブリックコメント等を通じた市民の意見を参考に、最終案を決定する。

第2 予算要求にあたっての留意事項

1. 総括的な事項

- (1) 経常的経費については、これまで積算の見直し等により削減を図ってきたが、この方法での削減は限界にきていることから、行政サービスのあり方を再検討し、義務的経費を含め、事業の統廃合を含めた見直しを積極的に図ること。
- (2) 個々の事業について、人口構成や社会構造、市民ニーズの変化をふまえ、行政が直接行う部分、民間が行う方が適当な部分、市民が主体となって行う部分など、適切な実施主体について再検討し、行政の役割分担の見直しを図ること。
- (3) 令和元年度決算等から、行政評価における指標の目標及び達成状況、課題点や今後の方向性、事業の必要性、有効性、効率性を十分検証するとともに、監査委員からの決算審査意見や市議会の決算審査特別委員会意見等、外部からの意見を踏まえ、今年度予算の執行状況、決算見込みも考慮に入れた上で要求すること。
- (4) 指定管理者制度等、これまで取り組んできたPPP（Public Private Partnership）事業に加え、民間企業からの協賛、ネーミングライツ、クラウドファンディングなどの新たな資金調達手段の活用、企業活動との連携などの事業手法を積極的に検討すること。

2. 経費区分について

- (1) 経常経費は、義務的経費、準義務的経費、通常一般経費、通常特別経費の4区分とし、全ての経費について、新型コロナウイルス感染症対応に必要な費用も含めて、要求基準額に基づき要求すること。
義務的経費、準義務的経費については、需要見込み、財源等を更に精査すること。
通常一般経費については、要求基準額を前年比マイナス5%とするので、各部局内で、事業の統廃合を含めて予算配分を見直し、調整を図ること。
- (2) 臨時経費については、施策の推進に必要な経費で、実施計画に認められた範囲内で要求すること。要求額の積算にあたっては経費、財源等について更に精査すること。

3. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、歳入の根幹をなすものであることから、経済情勢や景気動向、税制改正等の状況等も的確に把握するとともに、過大・過少に見積りすぎることのないよう、適正に見積ること。また、税負担の公正性の観点から、滞納処分などの収納率向上に向けた対策を積極的に実施すること。
- (2) 負担金・分担金等については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図ること。また収入未済額については、回収の方針や、目標を設定するなど、計画的な対策を講じ収納率の向上に努めること。なお、「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき見直しを行った使用料・手数料については、見直し後の適正な額を見積もること。
- (3) 国・県支出金については、国及び県の動向を注視するとともに、制度や法令等を再検証し、最大限確保に努めること。また、各種公益法人からの助成についても同様に情報収集に努め、積極的な活用を図ること。
- (4) 市債については、世代間の負担の公平性という観点から適正な範囲で活用していくが、将来負担の抑制にも十分配慮し、地方交付税措置のあるものを中心に厳選すること。
- (5) これまで市有財産の有効活用の観点から、自動販売機設置に係る行政財産の貸付や、各種広告収入など財源確保を進めてきたが、未利用財産の有効活用など、より一層の創意工夫により新たな財源の確保に努めること。

4. 歳出に関する事項

- (1) 施設の管理運営経費については、地方交付税の算定基準などを参考に民間活力の導入を検討し、市民サービスの向上やコスト面から、可能なものは指定管理者制度への移行や民間への委託を進めること。また、設備の保守点検については、計画的な維持管理と業務の質の向上、合理化を図ること。
- (2) 情報システム経費については、市民サービスの向上と事務の効率化、費用対効果を十分検討した上で要求すること。また既存のシステムについても利用状況や有効性を精査し、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、佐倉市補助金検討委員会の提言に基づき、廃止、統合を含め内容を精査し、見直しを図ること。また、補助の成果を評価し必要に応じて抑制、削減に努めること。特に団体に対する補助金及び負担金については、個別の補助金交付要綱等に基づき適切な会計運営が行われているか補助対象経費の適格性の精査も含め徹底的に検証し、継続の可否、必要性、効果等を再検討すること。
- (4) 原則として、現在の執行体制で実施可能な事業計画とすること。
- (5) 施設の増改築や設備更新を含め、新規事業については、初期投資だけでなくライフサイクルコストを意識した事業計画とすること。

5. その他の事項

- (1) 特別会計については、収支均衡を確保する独立採算制が原則であることから、歳出に見合った、保険税、保険料、使用料等の負担の適正化を図ること。

- (2) 公営企業会計については、一般会計からの繰出しを、繰出基準の範囲内とすること。
- (3) 一部事務組合については、独立した特別地方公共団体ではあるが、当市の予算編成方針の主旨を踏まえ、より効率的な運営に努めるよう要請すること。また、負担金の計上にあたっては、その内容及び負担割合の妥当性等を十分精査し、その上で負担に応じること。
- (4) 基金については、その設置造成の経緯を踏まえたうえで活用を図ること。長年にわたり活用実績のないものについては、その運用の見直しを行い、必要に応じて処分等の検討を行うこと。

第3 予算要求基準等

すべての事業をゼロベースで見直すことを基本とし、予算要求は、佐財第272号「令和3年度予算編成事務要領について（通知）」により行うこと。